

条件付一般競争入札

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

２０２６年１０月１日

東京都町田市長 稲垣康治

１．委託件名	総合体育館改修事業に伴う発注者支援業務委託
２．委託場所	町田市南成瀬五丁目１２番地
３．業 種	建築設計
４．履行期間	契約確定日から２０２７年８月３１日まで
５．委託業務概要	・各委託業務のスケジュール管理、協議事項の取りまとめ ・工事費、工事工程及び仕様の適正性の確認・評価、市場価格等との比較
６．予定価格	事前事後ともに非公表とする。
７．最低制限価格	予定価格の１０分の６から１０分の８までの範囲において設定する。 最低制限価格は事前事後ともに非公表とする。
８．事後審査方式の適用	本件については、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後に、入札公告に示す業務実績等に係る事後審査書類の提出を求める <u>事後審査方式を適用する。</u> 入札参加資格については「９．入札参加資格」に、また、事後審査の手続については「２４．落札者の決定」に従い十分に確認した上で入札手続を行うこと。
９．入札参加資格	入札に参加できる者は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 以下の <u>（５）については事後審査の対象とする。</u> （１）町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「建築設計」で登録されていること。 （２）町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和６２年５月１日適用）による資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成２１年１２月１日施行）による入札参加停止措置期間中でないこと。 （３）申請業種「建築設計」における東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の順位格付が下記のとおりであること。なお、この場合の格付は、本件の入札参加資格確認申請日時点での格付とする。 ①町田市内に本店を有する者：１～６５０位まで ②前記①以外の者：１～１５０位まで （４）申請業種「建築設計」における審査対象事業年度の年間総完成高が下記のとおりであること。なお、この場合の年間総完成高は、本件の入札参加資格確認申請日時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に「業態カード」に入力した「年間総完成高」とする。

	① 町田市内に本店を有する者：3,000万円以上 ② 前記①以外の者：4,500万円以上 (5) 日本国内において元請人として受託し履行した、下記の発注者支援業務の実績を有すること。ただし、町田市が要件に該当していないと判断した場合は実績として認めない。また、共同企業体で受注した業務実績は認めない。 ①町田市内に本店または契約代理人としている営業所を有する者 2011年4月1日以降に完了した業務実績。 ②前記①以外の者 2016年4月1日以降に完了した業務実績。 (6) 電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
10. 設計図書及び契約条項の閲覧	閲覧場所：財務部契約課（町田市庁舎5階） 期間：公告日から2026年10月7日16時00分まで 申込方法：2026年10月6日16時00分までに契約課に電話（042-724-2110）にて申し込みを行うこと。 ※設計図書等は、入札情報サービスの発注案件情報からダウンロードできる。
11. 電子入札サービスの利用	本案件は電子調達サービスの電子入札サービスにより入札を行う。入札参加希望者は利用規約を熟読した上で入札手続きを行うこと。
12. 申請方法	「一般競争入札参加資格確認申請書」を電子入札サービスにより送信すること。 ※ 「一般競争入札参加資格確認申請書」の配置予定技術者入力欄では主任技術者を選択し、業務責任者の氏名を入力すること。（業務責任者には契約の履行に関し、技術上の管理及び統括等を行う者を定めること。）
13. 申請書提出期限	2026年10月7日16時00分
14. 入札参加資格確認結果の通知	事後審査の対象である「前記9.入札参加資格」（5）を除外した入札参加資格の有無を、電子入札サービスの「入札参加資格確認結果通知書」にて2026年10月9日17時00分までに通知する。 ただし、入札参加資格者と認定された後に入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、入札参加資格を喪失する。
15. 設計図書	入札情報サービスの発注案件情報からダウンロードすること。
16. 質疑応答	提出期限：2026年10月16日12時00分 提出方法：電子入札サービス 質疑がある場合は指定様式「質疑書」へ質疑内容を入力し、ファイルを添付すること。その際会社名は記載しないこと。 なお、「質疑書」は電子入札サービスの発注案件情報からダウンロードすること。 回答日：2026年10月20日17時00分まで

17. 入札方法	電子入札
18. 入札時添付 ファイル	なし
19. 入札書提出期限	2026年10月26日16時00分
20. 開 札	日時：2026年10月27日9時00分 場所：電子入札サービス
21. 再度入札	初度の入札で落札者がいないときは、1回に限り再度入札を行う。ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は再度入札には参加できない。 再度入札は、原則として初度入札の1時間後に開札を行うものとする。再度入札を行う場合は電子入札サービスで通知するので、開札時刻には必ず待機し、速やかに電子入札サービスで確認すること。
22. 入札保証金	免除
23. 最低入札参加者数	1者
24. 落札者の決定	(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者宛てに電子入札サービスで通知する。落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札書作成時に入力した「くじ番号」によるくじで落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者には開札後に「事後審査通知書」を通知するので、落札候補者は<u>2026年10月27日11時30分までに、下記の事後審査書類を電子調達サービスにて、PDFファイル形式の電子データで提出すること。</u> (事後審査書類の提出方法は電子調達サービスの操作手順書で確認すること。) 《事後審査書類》 前記9. 入札参加資格の(5)に定めた契約実績を証する発注者支援業務委託契約書等の写し(契約件名、契約金額、履行期間、契約者名、履行場所、委託業務内容が確認できるもので、変更契約がある場合は変更契約分も含む。提出書類で判断できない場合は追加資料を求める場合がある。) (3) 提出された事後審査書類の審査の結果、落札候補者が本件入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることを確認した後、当該落札候補者を落札者とし、落札者宛てに電子入札サービスで通知する。 (4) 前記(2)の事後審査書類の提出期限までに事後審査書類の提出がない場合及び入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合には、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札を行った次順位の者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の事後審査は行わないものとする。 ※再度入札においても落札者がいないときは、随意契約交渉を行う場合があ

	る。この場合は対象者に電話にて連絡する。
25. 入札の無効	次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。 (1) 入札に参加する資格のない者のした入札。 (2) 入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの。 (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの。 (4) 電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札。 (5) 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札。 (6) 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札。 (7) 再度入札にあつては、初度入札における最低入札金額以上の金額での入札。 (8) 落札候補者（次順位以降の落札候補者は除く）が本件入札公告で指定した日時までに事後審査書類を提出しない場合、当該落札候補者がした入札。
26. 入札の中止等	「入札参加者の心得〔電子入札用〕」第14条の各号に該当するときは入札を延期又は中止することがある。
27. 契約の締結	落札者（再度入札において落札者がなく、随意契約交渉にて決定した場合は、以下落札者と記載があるものは「決定者」と、落札日と記載があるものは「決定日」と読み替えるものとする。）は原則として落札日を含め4開庁日以内に建築士法に基づく重要事項説明を設計担当課で行うこと。原則として説明を済ませた翌開庁日を履行期間の開始日とする。
28. 契約保証金	契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付又は町田市契約事務規則第34条に規定する担保とする。ただし、同規則第33条第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は免除する。
29. 前払金	なし
30. 部分払	なし
31. その他の留意事項	(1) 前各号に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」「町田市物品購入契約等の入札手続に関する要領」及び「入札参加者の心得〔電子入札用〕」の定めるところによる。 (2) 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。 (3) 契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。 (4) 落札者は、本業務に従事する事となる業務責任者との直接の雇用関係

	がある者とする。また、雇用関係が確認できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書等）を提示すること。 （５）電子入札サービスにおける入札書等の提出の完了は、「入札書受理書」等が表示された時点とする。時間に余裕を持って提出すること。ただし、入札書提出後の辞退は認められないので注意すること。
--	--

公告についての問い合わせ先

町田市財務部契約課工事契約係

電話：042（724）2110（直通） FAX：050（3085）6082

メールアドレス：e-cho_02@city.machida.tokyo.jp

※事業者の皆様へ 「適正な価格での応札について」

契約の履行における各種法令の遵守について、事業者の皆様におかれましては従来から十分留意しておられることと存じます。また、町田市契約約款にも法令の遵守は規定されているところです。

しかし、近年の厳しい経営環境の中で、低価格によるダンピング受注が問題となっており、その結果、受注者の中で従事者の労働条件の悪化や安全対策の不備等が多く見られると言われております。

つきましては、事業者の皆様には、労働基準法、最低賃金法等の従事者の雇用に関する各種法令の遵守を改めて徹底した上で、人件費等を適正に見積もった価格での応札をしていただき、契約後は十分な善良なる管理者の注意義務をもって業務の履行に当たっていただきますよう、改めてお願いいたします。